

令和8年度プラごみ削減普及啓発イベント出展企画・運営等業務委託仕様書

本仕様書は、神奈川県知事及び受注者が締結する契約「令和8年度プラごみ削減普及啓発イベント出展企画・運営等業務委託」に関する事項について定める。

1 目的

神奈川県は「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しているところであるが、目標達成のためには継続的な普及啓発の必要がある。

本事業は「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」に位置付けられている推進方策の1つである「普及啓発・環境教育」に基づき、イベント出展を通じて県民に対し普及啓発を実施し、一人ひとりがプラスチックごみ削減を自分事化したうえで行動変容につなげることを目的とする。

2 事業の対象

主に神奈川県内で実施するイベント等への来場者を対象とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

4 事業概要

主に神奈川県内で開催される環境等イベントへの出展を企画・運営し、来場者に対し、「かながわプラごみゼロ宣言」に係る普及啓発を実施する。

5 業務内容

業務遂行に当たっては、以下の内容を踏まえるとともに、本仕様書に記載のない事項についても本業務の内容に資する提案がある場合は積極的に行うこと。

(1) 令和8年度中に出展する環境等イベントの年間出展計画の策定【企画提案事項】

ア 令和8年5月29日(金)までに、出展するイベントの年間計画を策定し、発注者の承認を受けること。

イ 出展するイベントについては、開催日数ベースで15～20日程度、件数ベースで10件程度(いずれも目安)とすること(ただし、うたフェス JAPAN2026、神奈川再発見! フェア及び湘南国際マラソンへの出展は必須とする)。

なお、多くの来場者が見込める出展料が有料のイベントも複数選定すること。

また、選定にあたっては、県民に広く普及啓発可能なもの、県の環境事業を普及啓発するにふさわしいものを選定すること。

※参考として、昨年度の実績は次のとおり。

開催日	名称等	会場	主催	備考
6/18(水) ～6/21(土)	南足柄環境フェア	南足柄市文化会館	南足柄市環境美化 週間事業実行委員 会	
7/19(土) 8/20(水)	海の家ワークショ ップ	J:COM SEASIDE GALLERY	(株)ジェイコム湘 南・神奈川	
8/22(金) ～8/24(日)	う た フ ェ ス JAPAN2025	横浜みなとみらい ホール	(一社)東京国際 合唱機構	
9/23(火・祝)	横須賀うみかぜカ ーニバル	うみかぜ公園	横須賀うみかぜカ ーニバル実行委員 会	
10/11(土) ～10/13(月・ 祝)	神奈川再発見！フ ェア	イオンスタイル天 王町	イオンリテール (株)	
10/19(日)	美・緑なかいフェ スティバル	中井中央公園	中井町	
11/3(月・祝)	つるまパーク大作 戦 2025	鶴間公園	TSURUMA パークラ イフパートナーズ	
12/7(日)	第 20 回湘南国際 マラソン	大磯プリンスホテ ル	(株)ランナーズウ ェルネス	出展有料
1/7(水)	さかなクンのギョ ギョッとびっく り！プラごみゼロ 教室 in おだわら	小田原三の丸ホー ル	神奈川県及び県西 地域 2 市 8 町	

(2) イベント出展の申込

- ア 各イベントに出展するための申込を実施すること。なお、自治体主催イベント等、発注者自身が申込することが適当と発注者が判断したものについては、その限りではない。
- イ イベント申込に際し発生する費用（出展料を含む）については受注者の負担とする。
- ウ 年間出展計画策定前に申込の必要があるイベントについては、別途発注者と協議する。

(3) 出展内容の企画・立案及びコンテンツ制作【企画提案事項】

- ア プロポーザルにおいて提案した企画書等をもとに発注者と協議し、各イベントへの出展内容を企画・立案し、コンテンツを制作すること。
- イ 出展内容は「かながわプラごみゼロ宣言」の趣旨に沿ったものとする。また、簡易なワークショップや VR・AR 等を活用したデジタル体験コンテンツ等、体験型・参加型のコンテンツやノベルティの配布により来場者にプラごみ削減を自分事として捉えてもらえるものとする。さらに、民間事業者の創意工夫を凝らした、より多くの集客が望める内容とする。
- ウ 全てのイベントで異なる内容を実施する必要はないが、イベントの趣旨、客層、地域等に応じた内容とする。なお、発注者所有の動画（下記「ケ」のホームページ参照）等を使用することは妨げない。

エ 来場者に小中学生等の年少者が含まれる場合、その点を考慮した出展内容やノベルティとすること。

オ マイボトル普及のため、ブース内等にできる限りマイボトル対応型給水器（以下、「給水器」という）を設置すること。なお、給水器を設置する場合、原則としてウォータースタンド株式会社のものを使用すること（ウォータースタンド株式会社のものを使用する場合、発注者との協定により設置に係る費用は無償）。また、イベント実施中の給水器に係る作業（水の補充など）は受注者により行うこと（設置や撤去は原則としてウォータースタンド株式会社が行うが、ウォータースタンド株式会社に対応できない土日等については受注者が行うこと）。

カ ノベルティを作成する場合、プラスチック包装を削減する等、可能な限りプラスチック使用を控えること（できれば神奈川県産木材の使用が望ましい）。また、プラスチックの使用が避けられない場合、可能な限り再生プラスチックや代替素材を使用すること。

キ 出展に必要な備品等は、主催者が用意できない場合は受注者が用意すること。

ク 立案内容に係る費用は、受注者の負担とすること。

ケ 「かながわプラごみゼロ宣言」については、次のホームページ等を参照すること（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html>）。

(4) イベント当日の出展ブース運営

ア イベント当日は必要な人員を確保し、ブース運営（設営、撤去を含む）を実施すること。

イ ブースの設営及び撤去はイベント主催者の指示により実施し、設営及び撤去に係る費用は受注者の負担とする。なお、出展ブース・バックボード等の設置及び撤去が必要な場合、ごみの発生を抑制する等できる限り環境配慮に努めること。

ウ 受注者のみで当日運営が可能なよう、スタッフに対して事前研修を実施すること。研修に係る費用は受注者の負担とするが、発注者が研修講師を務める場合、研修講師に係る費用は不要とする。

エ 運営の際は、極力来場者とコミュニケーションを取り、事業への理解を得られるよう努めること。

(5) 実施報告書の作成

ア 各イベント終了後、実施結果に係る報告書を作成のうえ、発注者の承認を受けること。

イ 報告書はイベント終了後、10日以内に提出すること。

ウ 報告書は、次の点を盛り込むこと。

- ・イベント全体の様子（写真も含む）
- ・運営ブースの様子（写真も含む）
- ・ブース来場者数（概算）
- ・来場者の反応、感想や意見等
- ・その他

6 安全管理

受注者は、本業務を行うに当たり、安全管理に万全を期し、安全上問題が疑われると判断した場合、直ちにその業務を中止させるなど、安全確保に最大限の注意を払うこと。

7 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。)を含む一切の権利は、その生じた時から発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料(写真等)を使用する場合には、発注者と受注者とが協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。
- (5) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (6) 著作者人格権の不行使 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができない。

8 その他

- (1) 受注者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、発注者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、業務内容及び業務の進め方について事前に発注者と協議すること。また、業務の進行状況等について、発注者に随時報告するとともに、指示を受けること。
- (3) 発注者から依頼があった時は、随時進捗状況の報告等を行うこと。
- (4) 受注者は、円滑に本事業を進めるため、発注者をはじめ連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。